

2023（令和5）年度法友会宣言・決議

令和6年能登半島地震被災者への支援宣言

2024（令和6）年3月13日

東京弁護士会法友会

幹事長 相川 泰 男

宣言の趣旨

本年元日に令和6年能登半島地震（以下、「能登半島地震」という。地震規模マグニチュード7.6）が発生し、いわゆる北陸四県（石川県、富山県、福井県及び新潟県）において、死者241人、住家全壊8016棟（2024（令和6）年3月8日14時現在）といった甚大な被害が発生した。被災地では、電気・水道、さらには交通手段といった生活基盤に大きな被害が生じている上に、その中には今後復旧・復興活動の中心となるべき年齢層が少ない地域も存在する。特に震源地に近い能登半島の奥能登地域（珠洲市、輪島市、穴水町及び能登町）では、道路網の寸断により、支援物資や建築資材等の輸送にも支障が生じている。かかる事情からは、今後、北陸四県において、被災者の生活再建や被災地の復旧・復興の実現には大きな課題が生じることが予想される。

このような状況を踏まえ、当会は、これまでの災害対策、復興支援活動により培った知見を生かし、今後、能登半島地震についても、被災者の生活再建、さらには被災地の復旧・復興への支援に努めていくことを決意し、ここに宣言をする。

宣言の理由

第1 はじめに

1 当会は、2011（平成23）年の東日本大震災発生を機に、東日本大震災復興支援特別委員会を設立した。この委員会は、その後の改称等を経て、現在は災害対策復興支援委員会として、災害対策や被災地復興支援に向けた活動を行っている。これらの活動のうち、特に被災地訪問活動については、参加者が被災地に実際に赴くことにより、災害による建築物の損傷や修復の状況を直に認識し、被災者自身から災害時・災害後の状況を聞くことにより、災害についての会員の知見を深めることに大きく寄与してきている。

また、当会は、東日本大震災発生後、総会において、被災者支援、災害対策について、複数回にわたり決議を行っており、2023（令和5）年7月1日にも「復興支援・災害対策を継続していく宣言」を決議している。ここでは、東日本大震災等の大規模災害からの復興に向けた支援継続の必要性を確認した上で、災害法制に明るい法律専門家の育成と防災に関する知見の承継に努めつつ、自然災

害に見舞われた市民が抱える課題の解決に全力で取り組み、被災者への支援を継続していくことを宣言している。

- 2 周知のとおり、2024（令和6）年1月1日に能登半島地震が発生し、これにより北陸四県、特に石川県は甚大な被害を受けた。そのうち、奥能登地域では今もなおその生活が厳しい状況にある被災者が多いとされる。

前述したとおり、当会、特に災害対策復興支援委員会がその活動により蓄積してきた知見をもとに、今後、能登半島地震につき、当会が被災者の生活再建、さらには被災地の復旧・復興への支援等に努めていくことを、以下のとおり宣言する次第である。

第2 法友会として行っていく支援活動

当会は、今後、以下の支援活動に努めていく。

まずは、被災地の弁護士会への協力の一環として、被災者からの電話相談等に対応する人員の確保への協力を行っていく。被災者支援活動では、いわゆるヒューマンリソース確保という課題が常に生じる。この課題の解決のためには、災害によって生じる法律問題に関する研修等を行い、電話相談等への対応が可能な人材の養成を積極的に進めていく必要がある。

また、能登半島地震により生じる法律問題としては、まず罹災証明書の発行に関して一次認定を不服として二次認定を受けた場合にその結果が一時認定よりも不利になるおそれがあることから被災者が二次認定の申請それ自体を控えるという問題、次に二次避難場所となった宿泊施設の営業再開に伴いその施設を利用していた被災者が退去を余儀なくされるおそれがあるという問題、そして災害関連死についてその認定基準が不明確であることから自治体間で認定結果に差が生じうるといった問題、さらに本来災害関連死であると認定されるべき事案において認定されない問題等が予想される。これらの諸問題は制度設計それ自体に関わるものであるが、かかる問題を解消するためには政策提言、立法府・行政への働きかけとそのための法令制度・立法事実調査といった活動が必要となる。このような活動については、いわゆる津波フラッグ制定活動における当会の経験を活かすことができるはずである。

さらに、長期にわたり被災者を継続的に支援していくためには、被災者を支える団体等を支えていくことも重要な活動となる。金沢弁護士会は、能登半島地震で最大の被害を受けた石川県において、その会員もまた被災しているにもかかわらず、懸命に被災者支援活動にあたっている。かかる状況を踏まえ、当会は、間接的な被災者支援活動として、会員から義援金を募り、金沢弁護士会への提供を既に実施している。

そして、実際に被災地に赴き、被災者や被災地で活動する弁護士に接することにより被災地で現に生じている諸問題を直接把握することには、被災地のニーズに即した支援活動の実現に繋がるという意義がある。このような観点から、当会は、今まで、東日本大震災の被災地等への訪問を継続してきた。今後、当会会員が奥能登地域等を訪問し被害の実態等を見分することもまた、被災地のニーズの把握に不可欠である。

また、被災地にて生じる問題は、時間の経過と共に変化していくものである。

そこで、被災地の復旧・復興状況については、継続的に注視しつつ、適時に適切な支援を行っていくことが求められている。

さらに、被災者支援活動の本質は、被災者に対し、その存在を決して忘れていないというメッセージを送り続けることにあることを肝に銘じておく必要もある。このような観点からも、当会の被災地訪問活動は有効なものであるといえよう。

なお、今後も、実効性のある被災者支援活動に取り組んでいくためには、日ごろから災害法制に関する知見や支援活動等での経験を集積しておく必要がある。また、被災地の実情に応じた支援活動を即時に行うためには、平時から災害発生を想定した体制を構築しておくことが肝要である。

以上の必要性を踏まえ、当会は、主に災害対策復興支援委員会を中心として、これまで有事に備えてきており、今回の能登半島地震での被災者支援は、まさに当会が従前の活動で培ってきた知見等を活用すべき場面である。

第3 結語

今回の能登半島地震は、元日という特別な日に生じた大災害という意味で、未曾有の事態である。また、能登半島では、2023（令和5）年のゴールデンウィークにも地震が発生している。これらの地震は、災害が、いつ・どこで発生するかわからないことを改めて浮き彫りにしたといえる。そのため、能登半島地震における被災者を支援することは、東京において同様の事態が生じた場合に備えるという意味でも、重要な意義を有している。

また、我が国では、地震、津波、噴火、台風といった災害により多大な被害が生じてきたことは歴史上も明らかである。そして、災害からの復興には多大な時間とコストがかかり、複雑な問題を多数生じさせることは我々自身が東日本大震災において経験したところでもある。このような状況から被災地が早期に復旧・復興するためには、被災地以外の地域に住む者が様々な支援活動に積極的に取り組んでいく必要がある。

本宣言は、当会が従前の活動に基づき蓄積してきた知見をもとに、今後、能登半島地震について、被災者の生活再建、さらには被災地の復旧・復興への支援に努めていく旨の決意を新たに表明するものである。

以上